株　主　各　位

第19回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新株予約権等に関する事項 …… １頁

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 … ６頁

連結注記表 …… 11頁

個別注記表 …… 22頁

株式会社メディアドゥホールディングス

当社は、第19回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書類のうち、事業報告のうち、「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.mediado.jp/ir/meeting/）に掲載することにより、提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成20年５月27日	平成24年２月20日
新株予約権の数		100個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 40,000株 （新株予約権１個につき400株）注3	普通株式 8,000株 （新株予約権１個につき400株）注3
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり110,000円 （１株当たり 275円）	新株予約権１個当たり100,000円 （１株当たり 250円）
権利行使期間		平成22年７月２日から平成30年７月１日まで	平成26年２月26日から平成34年２月25日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

（注）1.①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役若しくは従業員又は当社協力者の地位にあることを要する。但し、当社の取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。
②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

3. 平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

・平成28年４月７日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

区分	第15回新株予約権
発行決議日	平成28年４月７日
割当日	平成28年４月25日
新株予約権の数	10,590個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,059,000株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の発行価額	3,303円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 138,800円 （１株当たり 1,388円）
権利行使期間	平成28年４月26日から 平成31年４月25日まで 注1
取得事由	注2
割当先	株式会社FIBC 注3

（注）1. 新株予約権の取得事由に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得日の前日までとする。

2. ①当社は、新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、新株予約権の割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、新株予約権1個につき、新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

②当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、新株予約権1個につき、新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得する。

③当社は、新株予約権の発行後、当日を含めた５連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、新株予約権者に対し、新株予約権の全部又は一部の行使を請求（以下「行使指示」という。）することができる。

④新株予約権者は、当社から、前号に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案したうえで、速やかに行使指示のなされた新株予約権につき、行使請求をするよう努める。

3. 当社は、株式会社FIBCとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権に係る総数引受契約を締結しております。

・平成29年７月31日開催の取締役会の決議に基づき発行した新株予約権

区分		第17回新株予約権
発行決議日		平成29年７月31日
新株予約権の数		4,965個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 496,500株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の発行価額		10,087円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 850円 （１株当たり ８円50銭）
権利行使期間		平成32年６月１日から 平成32年12月30日まで
行使の条件		注１
交付状況	当社取締役	新株予約権の数 1,400個 目的となる株式数 140,000株 交付者数 ４名
	当社使用人	新株予約権の数 540個 目的となる株式数 54,000株 交付者数 15名
	子会社の役員及び使用人 注２	新株予約権の数 425個 目的となる株式数 42,500株 交付者数 14名
	株式会社FIBC 注２ 注３	新株予約権の数 2,600個 目的となる株式数 260,000株 交付者数 1社

（注）1.①新株予約権者は、平成30年２月期、平成31年２月期及び平成32年２月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書において、（ア）営業利益に減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額（以下、「参照指数」という）の累計額が5,850百万円以上、且つ、（イ）平成30年２月期、平成31年２月期及び平成32年２月期の各事業年度にかかる参照指数が前期の参照指数を超過した場合、本新株予約権を行使することができる。

②株式会社FIBCを除く新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。以下同じ）の取締役、監査役若しくは使用人又は外部協

力者（当社又は当社関係会社の役員又は従業員の地位を失った後、当社又は当社関係会社と継続的な取引関係又は協力関係にある者として当社の取締役会により認められた者をいう。以下同様とする。）であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③新株予約権者のうち、株式会社FIBCは、本新株予約権の権利行使時において以下のいずれの条件も充足している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

（ア）藤田恭嗣氏が当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは使用人又は当社の外部協力者であること。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合を除く。

（イ）株式会社FIBCが藤田恭嗣氏の資産管理事業を営んでいること。

④その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当契約者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

2．株式会社FIBCから子会社の役員への新株予約権の譲渡、子会社の使用人の退職により子会社の役員及び使用人と株式会社FIBCの平成30年２月28日現在の保有状況は下記の通りです。

子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	580個
	目的となる株式数	58,000株
	交付者数	16名
株式会社FIBC	新株予約権の数	2,420個
	目的となる株式数	242,000株
	交付者数	１社

3．株式会社FIBCは当社代表取締役 藤田恭嗣氏の資産管理会社であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社を含むグループ会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をするために「社員基本ルールブック」を制定し、グループ会社の全取締役及び使用人に周知・徹底する。

② 定例取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の方針､法定事項及びその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。

④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

⑤ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち１名以上は社外取締役とする。

⑥ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

⑦ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を確認する。

⑧ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

② 必要に応じてリスク管理委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき代表取締役を本部長とした「対策本部」を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離する。

② 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

③ 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社からグループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。また、グループ会社の取締役等は、グループ会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告する。

② グループ会社を当社の一部署と位置づけ、グループ会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。

③ 当社の管理担当取締役は、グループ会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。

④ 内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、管理担当部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 当該使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとすることにより、取締役からの独立性を確保する。

③ 当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。

④ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか執行役員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

③ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。

⑤ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合又は通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ通知する。

⑥ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分することができるものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

④ 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

⑤ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

② 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。

③ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。

④ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

(2) 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
また、常勤監査役は、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視するとともに、日々の業務が法令・定款及び社内規程等に違反していないか検証をいたしました。

(3) 代表取締役社長直下の内部監査室長は、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役社長及び常勤監査役への結果報告並びに四半期毎に監査役会への報告を行いました。

(4) 連結財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

(5) 前事業年度に引き続き、情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータの管理方法の更なる厳格化を図りました。

(6) 内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善いたしました。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　８社

・主要な連結子会社の名称　株式会社メディアドゥ
株式会社出版デジタル機構
Media Do International,Inc.
株式会社フライヤー
株式会社マンガ新聞
アルトラエンタテインメント株式会社
株式会社メディアドゥテック徳島
Lunascape株式会社

なお、当連結会計年度において、株式会社出版デジタル機構他２社の株式を取得したこと、及び株式会社メディアドゥ他１社を設立したことに伴い、計５社を連結の範囲に含めております。

また、前事業年度まで重要性がないものとして非連結子会社としていたMedia Do International,Inc.、株式会社フライヤー及びアルトラエンタテインメント株式会社の３社を重要性の観点から当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

この結果、上記のとおり連結子会社は８社となります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・主要な会社等の名称　株式会社エーアイスクエア
株式会社リブリカ
株式会社テック情報
株式会社徳島データサービス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　LINE Book Distribution株式会社
Internet Research Institute,Ltd(当連結会計年度において、株式会社インターネット総合研究所から株式交換によりInternet Research Institute,Ltdへ異動しております。)

・持分法を適用しない理由　LINE Book Distribution株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性が乏しいため、持分法の適用の範囲から除外しております。

Internet Research Institute,Ltdは、影響が一時的であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社メディアドゥ、株式会社フライヤー及び株式会社メディアドゥテック徳島は、連結決算日と同一の２月末日となっております。

アルトラエンタテインメント株式会社は決算日を５月末日から２月末日に変更し、連結決算日と同一になっております

株式会社出版デジタル機構、株式会社マンガ新聞及びLunascape株式会社は決算日を３月末日から２月末日に変更し、連結決算日と同一になっております。

Media Do International, Inc.の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同社の12月末日を決算日とする財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

(a)関係会社株式　：　移動平均法による原価法を採用しております。

(b)その他有価証券

時価のないもの　：　移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

ロ．たな卸資産

(a)貯蔵品　：　最終仕入原価法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　：　主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　８年～18年
工具、器具及び備品　３年～10年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　：　定額法を採用しております。
自社利用のソフトウエアについては、利用可能期間（３年から５年）に基づく定額法を採用しております。
コンテンツについては、利用可能期間（１年から２年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産　：　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用　：　均等償却によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金　　顧客がコンテンツをダウンロード又は閲覧するために、前もって購入等したポイントのうち連結会計年度末未使用ポイント残高に対し、今後の使用により発生すると見込まれる費用負担額をポイント引当金として計上しております。

ハ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④　重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

在外子会社等の資産及び負債は期末決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤　のれんの償却方法及び償却期間

５～20年の定額法により償却しております。

⑥　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

２．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,389,200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年4月26日定時取締役会	普通株式	利益剰余金	88	8.8	平成29年2月28日	平成29年5月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年4月26日定時取締役会	普通株式	利益剰余金	119	10.5	平成30年2月28日	平成30年5月15日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,370,000株

３．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入により行う方針であります。

② 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に資本上の関係がある関係会社株式及び業務又は資本提携等に関連する株式であり中長期的に保有する方針です。また、その時価については定期的に把握するとともに、保有先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

長期借入金は、主にM&A等に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,685,539千円	5,685,539千円	－千円
(2) 売掛金	8,468,867	8,468,867	－
資産計	14,154,406	14,154,406	－
(1) 買掛金	9,855,783	9,855,783	－
(2) 未払金	248,584	248,584	－
(3) 長期借入金	11,386,504	11,386,504	－
負債計	21,490,872	21,490,872	－

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、１年以内に返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式　(＊1)	2,363,188
関係会社株式 (＊2)	1,375,367
差入保証金　(＊3)	365,333

(＊1)　非上場会社については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

(＊2)　関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（＊3）　差入保証金ついては、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
(1)現金及び預金	5,685,539	－	－	－
(2)売掛金	8,468,867	－	－	－
合計	14,154,406	－	－	－

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
長期借入金	2,448,108	4,552,696	4,385,700	－
合計	2,448,108	4,552,696	4,385,700	－

４．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たりの純資産額　359円67銭

(2)　１株当たりの当期純利益　32円56銭

５．企業会計結合に関する注記

（取得による企業結合）

子会社株式の取得

（１）企業結合の概要

①　被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　株式会社出版デジタル機構

事業の内容　電子書籍取次、並びに電子書籍制作支援事業

②　企業結合を行った主な理由

事業規模の拡大等による電子出版コンテンツ流通プロセスの合理化、電子書籍ファイル形式に関する知見の共有や出版社向けの情報発信、電子書籍コンテンツの販売や流通方式の多様化に向けたシステム対応、新しいビジネスモデルの開発促進などを目的としております。

③　企業結合日　平成29年３月31日

④　企業統合の法的形式　現金を対価とする株式取得

⑤　結合後企業の名称　名称の変更はありません

⑥　取得した議決権比率　70.52％

⑦　取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

（２）連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成29年４月１日から平成30年２月28日まで

（３）被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	7,842百万円
取得原価		7,842百万円

（４）主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　104百万円

（５）発生したのれん金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①　発生したのれんの金額

5,078百万円

②　発生原因

今後の事業展開に期待される超過収益力であります。

③　償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却しております。

（共通支配下の取引等）

子会社株式の追加取得

（１）取引の概要

①　結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：株式会社出版デジタル機構（当社の連結子会社）

事業の内容　　：電子書籍取次、並びに電子書籍制作支援事業

②　企業結合日

平成29年６月１日

③　企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社出版デジタル機構を株式交換完全子会社とする株式交換

④　結合後企業の名称

変更ありません。

⑤　その他取引の概要に関する事項

当社は、「著作物のデジタル流通」を事業コンセプトとして、「ひとつでも多くのコンテンツをひとりでも多くの人に届ける」ことで著作物の健全な創造サイクルを実現することを目指しております。電子書籍の領域においては、数多くの出版社からお預かりした電子書籍コンテンツを電子書店に提供、配信しており、急成長している国内電子書籍市場の一翼を担うとともに、海外に向けて日本の優れたコンテンツを配信するべく事業展開を推進しております。出版デジタル機構は、出版社の電子出版ビジネスの支援を目的に、2012年に出版業界を挙げた協力のもと産業革新機構等の出資を得て設立されました。その後、2013年に電子書籍取次大手の株式会社ビットウェイを買収・統合し、電子取次事業に進出することで業容を拡大してきました。そして、2017年３月、電子出版ビジネス及び電子書籍流通市場の更なる拡大を目指し、当社が70.52%の株式を取得し子会社化しました。

現在、両社での業務連携による効率化や事業拡大等について協議を重ねておりますが、今回、出版デジタル機構を完全子会社化することにより、現在構築中のグループ経営体制の機動性と柔軟性をより高め、当社グループ間での経営資源を活用した事業の持続的成長、企業価値向上を実現できるものと考えております。

また、完全子会社化により、当社の連結業績において非支配株主帰属分で控除されることがなくなり、また、連結納税制度の対象とすることにより税務上のメリットを享受することができます。そのため、本件株式交換は来期以降の連結最終損益の改善に寄与するものと考えております。

追加取得した株式の議決権は29.48％であり、当該取引により株式会社出版デジタル機構を当社の完全子会社といたしました。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

（３）子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社の普通株式の時価	3,053百万円
取得原価		3,053百万円

６．持株会社体制への移行に関する注記

当社は、平成29年５月30日開催の定時株主総会決議において承認決議された新設分割計画に基づき、平成29年９月１日をもって当社の新設承継会社（完全子会社）として「株式会社メディアドゥ」を設立し、当社の電子書籍流通事業、メディア・プロモーション事業及びその他事業を承継させ、株式会社メディアドゥは社名を「株式会社メディアドゥホールディングス」に変更し、持株会社体制へ移行いたしました。

（１）持株会社体制への移行の目的

当社グループは、迅速・果断な意思決定による創造的事業展開と、持続的成長を促す事業理念に基づいた事業戦略を推進するため、持株会社体制に移行し、「グループ戦略機能の強化」「グループ各社における創造的事業展開の推進」「優秀な人材の確保・育成」を実現することで、中長期的な企業価値向上の実現を目指していきます。

（２）新設分割の概要

①　分割会社及び新設承継会社の概要　　（平成29年９月１日時点）

	分割会社	新設承継会社
名　　称	株式会社メディアドゥホールディングス （旧会社名　株式会社メディアドゥ）	株式会社メディアドゥ
所　在　地	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号	東京都千代田区一ツ橋1丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼グループCEO 藤田　恭嗣	代表取締役社長兼CEO 藤田　恭嗣
資　本　金	9億1,887万円	1億円
設立年月日	平成11年４月１日	平成29年９月１日
発行済株式数	11,319,200株	4,000株
決　算　日	２月末日	２月末日

	分割会社		新設承継会社	
大株主及び持株比率	藤田　恭嗣	28.50%	㈱メディアドゥホールディングス	100.0%
	日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	9.45%		
	㈱小学館	4.99%		
	㈱講談社	4.81%		
	大和田　和惠	4.23%		
	㈱集英社	3.92%		
	日本マスタートラスト信託銀行㈱	3.19%		
	山沢　滋	1.71%		
	BNY GMC CLIENT ACCOUNT J PRDAC ISG (FE-AC)	1.31%		
	鈴木　克征	1.12%		

② 分割した事業の内容

電子書籍取次、並びに電子書籍配信ソリューションの提供

③ 本新設分割の方法

当社を分割会社と、新設分割会社１社を承継会社とする分社型新設分割です。

④ 会計処理の概要

本新設分割は、完全親子会社間の取引であるため、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）および「企業結合会計基準及び事業分割等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）における「共通支配下の取引」として会計処理を行っております。

⑤ 本新設分割の効力発生日

平成29年９月１日

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

８．その他の注記

特記すべき事項はありません。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　：　移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの　：　移動平均法による原価法を採用しております。
ただし、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯　蔵　品　　：　最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：（リース資産を除く）　主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産：（リース資産を除く）　定額法を採用しています。
自社利用目的のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）に基づく定額法を採用しています。
コンテンツについては、利用可能期間（1年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用：　均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金：　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	547,908千円
短期金銭債務	18,105千円
長期金銭債権	1,452,288千円

3．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	514,824千円
営業取引（支出分）	13,407千円
営業取引以外の取引（収入分）	10,673千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

普通株式	89株

5．有価証券関係に関する注記

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

（単位：千円）

区分	当事業年度 （平成30年２月28日）
子会社株式	9,553,008
関連会社株式	1,375,367
合計	10,928,376

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,270千円
資産除去債務	11,233千円
投資有価証券評価損	22,166千円
会社分割に係る子会社株式	50,856千円
賞与引当金	3,433千円
その他	4,837千円
繰延税金資産合計	94,797千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用の資産計上額	9,287千円
投資有価証券評価差益	24,835千円
その他	389千円
繰延税金負債合計	34,513千円
繰延税金資産の純額	60,284千円

7．関連当事者との取引に関する注記

役員

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	山本　治	(被所有)直接0.48	当社取締役	新株予約権(ストック・オプション)の行使(注1)(注2)	12,000	－	－

（注）1.　上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2.　平成24年５月22日開催の定時株主総会の決議及び平成25年５月28日開催の定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の行使を記載しております。
なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による株式数に払込金額を乗じた金額を記載しています。

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	㈱出版デジタル機構	所有直接100%	役員の兼務経営指導等資金の貸付等	資金の貸付	1,000,000	関係会社長期貸付金	1,000,000
				利息の受取（注）1	2,547	－	－
	アルトラエンタテインメント㈱	所有直接100%	役員の兼務経営指導等資金の貸付等	資金の貸付	864,000	関係会社長期貸付金	864,000
				利息の受取（注）1	7,290	未収入金	7,290

（注）1.資金の貸付について、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　505円62銭

(2)　１株当たり当期純利益　８円90銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以　上